

指 第 936 号
令和3年1月20日

指定介護保険事業所・施設 管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

介護保険法第24条に基づく介護保険サービス事業者集団指導について (通知)

このことについて、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、集合形式での開催はせず、資料配付（県指導監査室のホームページへの資料掲載）を行うこととしていますのでお知らせします。

なお、資料は3月中旬を目途にホームページへ掲載することとしていますので、必ずダウンロードして内容を御確認ください。

また、資料の内容について不明な点があれば、「集団指導資料 全サービス共通編」の中に質問票を掲載しますので、当該質問票により所管の県民局までお問い合わせください。

【資料を掲載する場所】

県指導監査室ホームページ内「令和2年度介護保険サービス事業者集団指導について」
<https://www.pref.okayama.jp/page/697756.html>

【その他】

いわゆる医療みなしの事業所については、令和2年4月～10月の間に介護保険サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション）の提供実績があった事業所を対象としてお知らせをしています。

【問い合わせ先等】

岡山県保健福祉部保健福祉課 指導監査室
住所：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話：086-226-7917
Mail：shidokansa@pref.okayama.lg.jp